

# 代理店契約書

株式会社ライブ（以下、「甲」という）と\_\_\_\_\_株式会社（以下、「乙」という）は、以下の通り代理店契約を締結する。

## 第1条（本契約の目的）

甲が乙に対して、甲の運営する FAbank を販売する代理店としての権利を付与するものである。その契約内容は、本契約書に定める条項による。

## 第2条（販売契約）

乙は、乙における当サービスの販売先との間で、乙の名において当サービス実施のための契約を締結するものとする。甲と販売先は契約関係になく、販売先からの全ての依頼、請求は乙の責任により対応し、販売先から甲に各種の依頼、請求が行われないよう努めるものとする。

## 第3条（乙の業務）

乙は、第7条に定める本契約期間中、甲の代理店として、当サービス販売促進のための営業販売活動を行う。乙の業務には、以下が含まれるものとする。

- (1) 販売先が本サービスを利用するに当たってサポート業務を行う。
- (2) 販売先より第16条に定めるサービス利用料金を回収する。
- (3) 販売先からのサービス利用料金回収の可否に関わらず、第6条に定める代理店手数料を控除した金額を甲に対し支払う。

## 第4条（甲の業務）

甲は、以下の業務を担うものとする。

- (1) 乙により申し込まれた当サービスの設定および遂行を行う。
- (2) 当システムの運用および管理を行う。
- (3) 乙に対して、代理店業務に必要な情報を適宜提供する。
- (4) 毎月末日を各締切日とし、当該締切日までに発生したサービスの利用料金総額を算定し、第6条に定める代理店手数料を控除した金額につき、乙に対し請求書を翌月5日営業日に発行する。

## 第5条（支払条件）

- (1) 甲、乙双方の、相手方への金銭の支払いは、相手方の金融機関口座に振り込み支払うものとする。尚その際発生する金融機関手数料については、支払い元が負担するものとする。
- (2) 特段の定めがある場合を除き、甲、乙双方の、相手方への金銭の支払いは、毎月月末を締め日とし、翌月末までに支払うものとする。
- (3) 甲、乙双方は、前項に定める支払期限内に金銭の支払いを行わない相手方に対し、年14.5%の率で計算した額を、支払延滞利息として請求できるものとする。

## 第 6 条 (代理店手数料)

乙の代理店手数料及び、乙に対する請求金額は、以下に定める方法により決めるものとする。

- (1) 乙の代理店手数料は、第 16 条による料金計算法により算出した金額の 40%とし、残りの 60%を乙は甲に対し支払うものとする。
- (2) 甲は乙に対し、(1)の方法により算出された金額の 60%を超えて請求してはならないものとする。
- (3) 乙の都合により、いかなる損失が生じた場合でも、甲は乙に対し、(1)の方法により算出された金額の 60%を請求できるものとする。

## 第 7 条 (契約期間)

本契約の存続期間はこの契約締結日から満 1 年とする。但し、乙から甲へ契約満了 3 ヶ月前までに代理店解約申請書の到着がない場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

## 第 8 条 (契約開始日)

甲は乙の申し込みを受けて、希望した数の ID の発行を行う。ID の発行を受けて契約の取得を開始できる。

## 第 9 条 (商号・商標等の使用許諾)

乙は前条の目的を達するため、次に定めるものを使用することができ、甲は乙に対しこれを提供する。

- (1) 甲の指定する商号・商標
- (2) 甲の指定するサービスマーク
- (3) その他甲が特に指定したもの

第 10 条 (看板・広告宣伝等) 乙は、契約取得のために乙の責任により独自の宣伝活動を行うことができる。ただし、甲が乙にその活動内容の変更や取り消しを求めた場合は、速やかに従うものとする。

## 第 11 条 (遵守事項)

- (1) 乙は本サービスの一部もしくはすべてを第三者に対し有償、無償を問わず転貸する行為を行わない。
- (2) 乙は本契約に基づく代理店としての地位及び本契約から発生する一切の権利義務を、甲の書面による承諾ある場合を除き、第三者に移転しない。

## 第 12 条 (変更の届出)

乙は申し込み時に申告した内容に変更があった場合、ただちにその変更の旨を甲に所定の手続きにより申し出るものとする。

## 第 13 条 (利用料金改定)

甲は乙の了解を得ることなく利用料金を改訂することがあり、乙はこれを承諾するものとする。また、改訂後の利用料金体系は、契約更新時に適用されるものとする。

#### 第 14 条 (サービスの一時停止)

- (1) 甲はサーバーや回線の保守、工事作業、または障害などで一時的に本サービスを停止できるものとする。
- (2) 甲が本サービスを停止する際には不慮の事故や緊急による一時停止を除き、事前に所定の方法で乙への通知が必要であるものとする。

#### 第 15 条 (代理店契約の解約)

乙が本契約を解約する場合は、甲から取り寄せた代理店解約申請書に必要事項を記載の上、7 条に定めた期間中に、甲に郵送する。

#### 第 16 条 (契約の変更)

甲が、本契約の変更を行う場合は、乙に対し、文書（電子メール、書簡）によりその旨を通知することを必要とする。

#### 第 17 条 (利用申し込みの拒絶)

- (1) 次の場合、甲は理由の如何を問わず本サービスの申し込みを拒絶できるものとする。
  - a. 乙が本契約書に虚偽の内容を記入した場合
  - b. 乙が本サービスの代理店となることが不適切であると甲が判断した場合
  - c. その他甲の本サービス運営に支障をきたすおそれがあると判断した場合
- (2) 甲が前項により申し込みを拒絶した場合、拒絶の理由はその一切を開示しないものとする。

#### 第 18 条 (利用の停止)

次の場合、甲は理由の如何を問わず本サービスの提供をただちに中止するものとする。その場合、既に入金済みの利用料金について返金には応じないものとする。

- a. 乙の申告内容に虚偽が発覚した場合
- b. 本契約書に違反した場合
- c. 第 3 条 4 項及び第 5 条 2 項で定めるとおり乙が利用料金の支払いを怠った場合

#### 第 19 条 (機密保持)

(1) 甲及び乙は、本契約に基づき相手方より開示を受けた業務情報、ならびに貸与を受けた業務資料の内、機密性を有するもの（以下「機密情報」という）につき、最善の注意をもって管理し、本契約の目的以外に使用又は譲渡等を行ってはならず、また、相手方の書面による同意を得ることなしに第三者に開示漏洩してはならないものとする。但し、以下の場合はこの限りではない。

- a. 取得したときに既に公知、公用となっているもの。
- b. 取得した後に当該情報の取得者の責によることなく公知、公用となったもの。
- c. 取得する以前に当該情報の取得者が既に知得していたことを証明できるもの。
- d. 正当な権利を有する第三者より開示を受けたことを証明できるもの。
- e. 機密情報によることなく、独自に開発したことを証明できるもの。

(2) 本条の規定は、本契約終了後も、終了事由の如何に拘らず有効に存続するものとする。

## 第 20 条（損害賠償）

本サービスの利用に際し、乙が甲に損害を与えた場合、甲は乙に対し損害賠償請求できるものとする。

## 第 21 条（免責）

- (1) 甲が提供するサービスの利用に際し、乙に対して発生した損害の一切の責任を負わないものとする。
- (2) 天災、不慮の事故等による本サービスの停止についていかなる責任も負わないものとする。
- (3) 甲が提供するサービスの利用に際し、乙が第三者に与えた損害の一切の責任を負わないものとし、乙が第三者に与えた損害は乙の責任と費用をもって解決し、甲に損害をあたえないものとする。

## 第 22 条（契約解除）

- (1) 甲又は乙は、相手方が以下の各号のいずれかに指定した場合、本契約を解除できる。
  - a. 本契約の条項に定める債務の履行をしないとき。
  - b. 破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算申立、特定調停申立、あるいはこれらのための保全手続の申立がなされあるいは受けた場合。
  - c. 自己振出の手形又は小切手が不渡りとなった場合。公租公課の滞納処分を受けた場合。
  - d. その他、任意整理の通知を発する等、信用状態に重大な不安が生じたと判断される場合、もしくは将来において生じると判断される場合。
- (2) 前項の規定に従い、甲又は乙が本契約の全部又は一部を解除した場合でも、相手方に対して、その被った直接かつ通常損害の賠償を請求することを妨げない。

## 第 23 条（契約終了後の措置）

- (1) 本契約が終了した場合は、乙は甲に対する未払債務をその期限に拘わらず直ちに弁済する。
- (2) 乙は甲の商号・商標・サービスマークの使用を直ちに停止し、これらの表示物件を直ちに撤去する。
- (3) 乙による甲の商号・商標・サービスマークの不当使用に基づく利益は、すべて甲に返還するものとする。
- (4) 乙の販売先が利用中のサービスは継続され、販売先に対する代理店としての業務および権利義務は、全て甲に引き継がれる。

## 第 24 条（管轄裁判所）

甲又は乙は、本契約の規定の解釈もしくは本契約に規定なき事項について双方間に紛争又は疑義を生じた場合、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第 25 条（準拠法）

本契約は、日本国法に準拠し、解釈される。

## 第 26 条（協議）

本契約にない事項、及び本契約の解釈につき疑義を生じた事項については、双方誠意を持って協議のうえ、円滑に解決を図るものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書二通を作成し、甲乙記名捺印の上、各一通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 住所

氏名 印

(乙) 住所

氏名 印